

## 解散届書の提出について

<根拠>

中小企業等協同組合法 第62条第2項

<提出について>

解散した日から2週間以内にご提出ください。

<解散届フロー>

ご準備いただく書類

- ・ 中小企業等協同組合解散届書
- ・ 解散を決議した総会の議事録又はその謄本
- ・ 解散登記の謄本

ステープラ留めしたものを**2部提出**



確認

窓口又は郵送による提出

●窓口による提出

東京都庁第一本庁舎20階北側 協同組合窓口にて提出してください。

●郵送による提出

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都庁第一本庁舎20階北側  
東京都産業労働局商工部調整課協同組合担当 宛

(※郵送による返却をご希望の方は返信用封筒の同封をお願いいたします。)



返却

收受印を押印のうえ1部返却